

# 野洲市広報紙「広報やす」広告募集要項

## 1. 趣旨

この要項は、「野洲市広告事業実施要綱」（令和3年野洲市告示第159号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、下記の広告媒体に掲載する事業者の広告（以下「広告」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

## 2. 広告媒体の概要

- (1) 名称 野洲市広報紙「広報やす」（以下「広報」という。）
- (2) 配布方法
- ・市内の世帯へ新聞折込
  - ・市内公共施設、商業施設等に配置
  - ・希望者へ直接郵送
- (3) 配布・設置期間 毎月1日から月末まで

## 3. 広告の仕様

- (1) 規格 縦50ミリメートル、横88ミリメートル
- (2) 掲載位置 広報の最下段
- (3) 広告枠数 各号最大4枠
- (4) 備考
- ・広告の掲載位置は、広報秘書課長が決定します。
  - ・広報紙の全部又は一部を市ホームページ等に転載する場合は、広告は削除します。

## 4. 実施期間

広報の広告について下記のとおり募集を行います。

広告掲載月	広告募集期間
5月号～8月号	2月1日～末日
9月号～12月号	6月1日～30日
1月号～4月号	前年10月1日～31日

なお、広告募集終了日が野洲市の休日を定める条例（平成16年野洲市条例第2号）に規定する市の休日に当たる場合は、広告募集終了日はその翌日とします。

## 5. 広告及び広告主の要件

掲載できる広告及び広告主については、要綱第4条及び「野洲市広告掲載基準」（以下「基準」という。）をご確認ください。

## 6. 申込み方法

- (1) 広告の掲載を希望される方は、要綱第6条に規定する広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、4の実施期間の各広告募集終了日の17時までに12の申込み・問合せ先へ郵送（必着）又は持参のいずれかで提出してください。
- (2) 広告の申込みは、1月単位とし、連続して申込みすることも可とします。
- (3) 広告の申込みは、1掲載号につき1枠とします。

## 7. 広告掲載料

広告掲載料は、1枠1月当たり10,000円とします。

## 8. 広告主の選定

- (1) 申込みのあった事業者及び広告内容の適格性について、要綱及び基準に基づき審査します。
- (2) 広告内容等が適当であると認めた者について、次の基準に基づいて総合的に評価し、広告主を選定します。なお、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとします。

公共性・地域性	公共性の高いもの、市内の事業者について評価します。
広告の内容	市の施策や広告媒体の作成目的に合致したものについて評価します。
広告掲載期間	掲載希望期間が長いものについて評価します。

## 9. 申込者への通知等

広告掲載の可否は、要綱第7条の規定により、申込者全員に通知します。なお、市は、広告主と広告の掲載に係る契約を締結します。

## 10. 広告の版下及び原稿

- (1) 広告の版下及び原稿は、市が指定する方法により申込者の負担で作成し、市が指定する日までに完全版下データを提出してください。
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

## 11. 広告掲載料の請求等

広告掲載料は、市が発行する納入通知書により、請求した日から30日以内に支払ってください。

## 12. 申込み・問合せ先

野洲市政策調整部広報秘書課

〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1

電話 077-587-6037 e-mail [hisyo@city.yasu.lg.jp](mailto:hisyo@city.yasu.lg.jp)